

2015年4月1日に告知の通り、
2020年4月1日より、「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録制度が変更になります。

「公認 不動産コンサルティングマスター」 登録制度の変更について

2020年4月1日より、「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録制度が変更になります。
2020年4月1日以降は、更新手続き期間中に手続きが完了しなかった場合、**登録が抹消となります**のでご注意ください。

また、既に登録証の有効期限が切れたままとなっている方は、**2020年3月31日までに更新の手続きが完了しない場合、登録が抹消されます。**

手続き可能期間については、お手持ちの認定証の「有効期限」をご確認のうえ、下表をご覧ください。

※平成31(2019)年4月30日の翌日以降の日付の記載は、新元号に読み替えてください。

不動産コンサルティング技能試験合格後、一度も登録されていない方は、抹消の対象にはなりません。

認定証カードの「有効期限」をご確認ください。



2020年6月30日

2020年5月31日

このように日程を読み替えてください

	制度変更前（現在） ←		→制度変更後（2020年4月1日以降）	
更新年度	平成30年度 〔2018/4/1～ 2019/3/31〕	平成31(令和元)年度 〔2019/4/1～ 2020/3/31〕	令和2年度 〔2020/4/1～ 2021/3/31〕	令和3年度 〔2021/4/1 ～2022/3/31〕
有効期限				
①有効期限が H31/3/31の方	受付終了	(更新手続き未了の方は) 「更新要件2つ」で 随時更新可 (発行は年5回)	更新手続き未了の方は 登録抹消	
②有効期限が H32(令和2)/3/31の方	手続き不要	2019/10/1～ 2020/2/28までに 更新手続きが必要	更新手続き未了の方は 登録抹消	
③有効期限が H33(令和3)/3/31の方	手続き不要	手続き不要	2020/10/1～ 2021/2/28までに 更新手続きが必要	更新手続き未了の方は 登録抹消
④現在、既に有効期限を 超過している方	受付終了	「更新要件2つ」で 随時更新可 (発行は年5回)	登録抹消	

※有効期限が H34(令和4)/3/31 日以降の方についても、更新年度に更新されなかった場合（有効期限を超過した場合）は、①②③同様に登録抹消となります。

注) 更新に必要な要件を充足するだけでは、更新のお手続きは完了とはなりません。
別途、インターネット（マイページ）からのお手続きが必要です。

更新手続き方法や更新要件については、ホームページにて 確認いただけます。

<「公認 不動産コンサルティングマスター」更新手続きご案内ページ>

<https://www.retpc.jp/consul/koushin/> または右記のQRコードからご覧ください。



公益財団法人 不動産流通推進センター コンサルティング係

consul@retpc.jp TEL 03-5843-2079 平日 9:30～17:00

(平日 9:30～16:00/土・日・祝・毎月第一、第三金曜を除く)